

「足羽川桜つつみ協議会」運営規程

(名称)

第1条 本会は、「足羽川桜つつみ協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、足羽川河川環境整備検討会の提言における桜堤の保全に関し、地元住民や一般市民等からの意見を受け、桜堤の基本的方向性を確認するとともに実施計画を検討し、福井県や福井市に提言することを目的とする。

(検討区間)

第3条 足羽川の桜橋から木田橋までの左岸の桜堤区間を主な検討の対象とする。

(検討内容)

第4条 桜堤の形状、利用施設の計画、桜の品種、維持管理計画などの具体的な実施計画について検討する。

(協議会)

第5条 協議会は、別表 - 1 に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

第6条 協議会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

(委員)

第7条 委員の任期は、本協議会としてのとりまとめ、提言を行うまでとする。

(協議会の開催)

第8条 協議会は、委員長が招集し、開催する。

2 協議会は委員総数の過半数をもって成立する。委員の代理出席は、委員長の許可がなければ認めない。

3 協議会の意思決定は、出席委員の過半数をもって行う。

4 協議会は、目的を達成するために必要と認めるときには、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

5 協議会は、原則として公開する。ただし、協議会の決議による場合はこの限りでない。

(事務局)

第9条 協議会の事務処理を行うため、福井県土木部河川課および福井市建設部河川課内に事務局を置く。

(その他)

第10条 本規程に定めのない事項は、協議会において定める。

(附則)

本規程は、平成19年3月15日から施行する。